

「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」(報告書要旨) 平成16年6月

1. 経過報告(15年7月28日)における議論等

経過報告においては、

- ・ 繰延税金資産については、「その資産性が将来の課税所得に依存していることや、金融機関が破綻した場合には無価値になるという脆弱性」、及び、「繰延税金資産の自己資本に対する割合が将来的に低下していくことが望ましい」との認識について概ね一致。
- ・ また、繰延税金資産に係る情報開示の拡充について、有効な方策の実施が求められた(15年9月期から情報開示を拡充)。

2. 繰延税金資産の算入の適正化に関する基本的考え方

(1) 繰延税金資産の資産性と預金者保護

当局は、預金者保護等の観点から、企業会計上の基準とは異なる監督上の基準を主体的に定めることにより、金融機関の健全性の確保に努めることが求められる。

繰延税金資産の自己資本に対する割合が大きくなっているわが国の主要行の現状に鑑みれば、破綻時に無価値になる繰延税金資産の脆弱性は預金者保護等の観点から看過できない。

したがって、当局が、繰延税金資産に対して、企業会計上の基準とは異なる監督上の基準に従い、その圧縮を求めることには、一定の妥当性がある。

(2) 金融機関の経営状況と繰延税金資産の脆弱性

資産性が将来の課税所得の予想に依存している点については、まず、会計上厳正な計上求められる。

特に、経営状況が悪化している金融機関については、繰延税金資産が無価値になるリスクが高いことから、預金者保護等の観点からの問題が大きくなる。

(3) 繰延税金資産の脆弱性(不安定性)と監督規制の有効性

資産性が脆弱である繰延税金資産の自己資本に対する割合が高い状況においては、自己資本比率は早期是正措置のトリガーとして有効に機能していない、との指摘がなされている。

繰延税金資産の脆弱性により自己資本比率が早期是正措置のトリガーとして必ずしも有効に機能しないとするならば、よりよく機能するようその計算方式を改めることが考えられる。

(4) 繰延税金資産の算入の適正化の必要性

以上を踏まえると、預金者保護等の観点から繰延税金資産の脆弱性は看過できず、監督当局が早期是正措置がよりよく機能するよう自己資本比率規制における繰

延税金資産の算入の適正化を行うことが適当との意見が大勢を占めた。

なお、早期是正措置に加えて金融機関に早めの経営改善を促す仕組みとして早期警戒の取組みを行うことは必ずしも排除されるものではない。

3. 繰延税金資産の算入の適正化に関する留意点

(1) 金融システムへの影響、マクロ経済政策との整合性

算入の適正化は、金融機関に経営改善の取組みを求めるという規制の本来の目的、金融システム不安を起こさせないという政府の方針、及び、マクロ経済政策上の目標(政府全体としてのデフレ克服)と整合的でなければならない。

算入の適正化に当たっては、金融システムへの影響や、マクロ経済政策との整合性を考慮し、適当な経過期間を設けて段階的に実施することが望ましい。

(2) 不良債権処理目標等との整合性

主要行は、金融再生プログラムに基づき、16年度には、不良債権比率を半減するという目標の達成に向けた健全化に取り組んでいる最中。

目標との整合性に鑑み、算入の適正化の開始時期は、不良債権比率の半減目標を達成した以降とすることが望ましい。なお、前述したマクロ経済政策上の目標との整合性にも留意しなければならない。

(3) 税制との関係

繰延税金資産は、企業会計と税務会計の差異によって生じるもの。わが国においては、無税償却・引当の範囲が極めて限定的であることにより、貸倒引当金等が税法上損金としての算入を認められる時点が遅いことが発生・増加の大きな要因。

わが国よりも無税償却・引当の範囲が広いと考えられる国と比較した際に、わが国における繰延税金資産の計上額が多くなることは必ずしも不思議ではない。

算入の適正化に当たっては、その背景(このような税制の相違)も考慮することが望ましい。

4. ダブル・ギアリングについて

銀行と保険会社のダブル・ギアリングについては、わが国では、新BIS規制の議論を受け、既に、保険子法人等・関連法人等に対する出資等を自己資本から控除することとなっており、新たな規制を課す必要はないとする意見が大勢。

おわりに

今回の報告書は、繰延税金資産の監督上の取扱い等についての基本的な考え方をまとめたもの。

監督当局は、本報告書を踏まえて、繰延税金資産の具体的な監督上の取扱いについて十分な検討を行った上で主体的に判断していくことが必要。